

福井県建築行政マネジメント計画

平成23年3月策定

平成27年7月改定

令和2年11月改定

福井県 福井市

目 次

第1章 はじめに	3
1. 建築行政マネジメント計画策定の目的	3
2. 位置付け	3
3. 計画期間	3
4. 対象範囲	3
第2章 福井県建築行政の執行状況	4
1. 確認申請・検査の状況	4
2. 建築士事務所の状況	5
3. 特殊建築物定期報告の状況	6
4. 耐震化率の状況	8
5. アスベスト対策の状況	8
6. その他の建築行政の状況	8
第3章 建築行政の課題の分析、達成すべき目標および推進すべき施策	9
1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	10
（1）迅速かつ適確な建築確認審査の実施	
（2）中間検査・完了検査の徹底	
（3）工事監理業務の適正化とその徹底	
（4）仮使用認定制度の的確な運用	
2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	13
（1）指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	
（2）建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	
3. 違反建築物対策等の徹底	15
（1）違反建築物対策の徹底	
（2）違法設置昇降機の安全対策の徹底	
4. 建築物等の適切な維持管理を通じた安全性の確保	17
（1）定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保	
（2）建築物に係るアスベスト対策の推進	
（3）既存不適格建築物の適切な維持保全と有効活用	
5. 事故・災害時の対応	19
（1）事故発生時の迅速かつ適確な対応の推進	
（2）災害発生時の迅速な対応の推進	
6. 執行業務体制の整備	21
（1）データベースの整備・活用	

第4章 建築行政マネジメント計画のフォローアップ	22
1. 進捗状況の把握.....	22
2. 計画の見直し.....	22
 福井県建築行政マネジメント計画策定会議開催要領.....	 23

第1章 はじめに

1. 建築行政マネジメント計画策定の目的

平成10年6月の建築基準法改正により、建築規制の実効性を確保するため、「中間検査制度の導入」、「確認検査等に関する図書の閲覧」等の措置が講じられ、さらに確認検査体制強化を図るため「建築確認検査の民間開放」が行われることとなった。

また、この改正を機に、特定行政庁と関係団体が協力して各種の施策を総合的に推進し、建築物の安全性等を適確に確保するシステムを再構築するため、福井県では、平成11年に「福井県建築物安全安心実施計画」を策定し、当該計画に基づき建築基準法の実行性を高める取組みを進めてきた。

この取組みの結果、完了検査率の大幅な向上等の成果を見たところである。

一方で、平成17年度に起きた構造計算偽装事件、アスベスト問題、エレベーター・遊戯施設の事故、福祉施設火災等、建築物に係わる様々な事件・事故が発生しており、建築物の安全性を確保するための更なる取組みが求められている。また、円滑な経済活動の確保のため、建築確認の迅速化、円滑化が要請されてきており、運用改善を図る規則・関係告示等の整備も進められているところである。

このような状況を受け、円滑な経済活動の確保を前提としつつ、総合的な建築物の安全性を確保するための更なる取組みが求められており、特定行政庁が中心となって、関係機関および建築関係団体等と連携して、目標・目標値を設定するとともに、講じる施策を明確にし、当該施策に重点的に取り組み、その結果を検証しながら、総合的かつ適確に推進していくことが必要となっている。

このため、福井県内の特定行政庁である福井県および福井市が「福井県建築行政マネジメント計画」（以下「マネジメント計画」という。）を定め、マネジメント計画に基づく取組みを推進していくこととする。

2. 位置付け

本マネジメント計画は、福井県内の特定行政庁（福井県および福井市）および建築関係団体等において計画的に実施する施策と、その連携体制等を具体的に定め、施策を着実に推進し、建築物の安全性を確保するための計画として位置付けるものであり、従来の建築行政マネジメント計画の内容を基本にしつつ、取り組んできた施策の結果等を検証した上で、新たな制度改正の内容や近年発生した建築物に係る事故への対応などを反映したものである。

3. 計画期間

本計画は、中長期的な目標を提示する観点から、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

4. 対象範囲

本計画は、建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保および向上に係る制度等を対象とする。

第2章 福井県建築行政の執行状況

以下に、福井県における建築行政の執行状況について概説する。

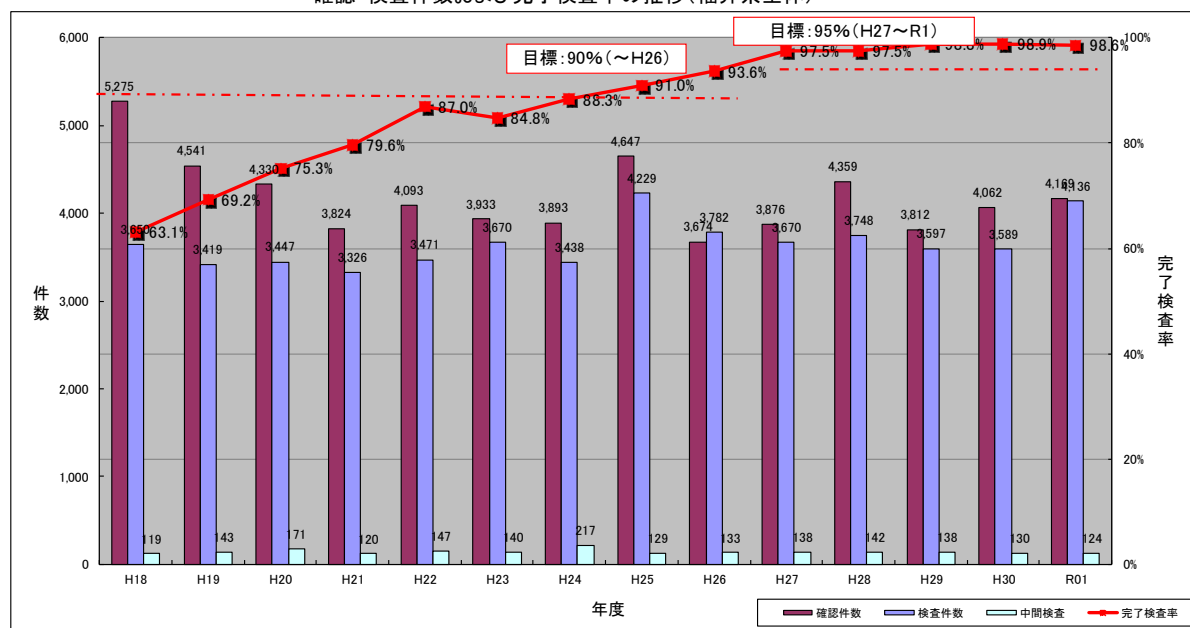
1. 確認申請・検査の状況

福井県における建築確認件数は、平成8年度は、約8,000件であり、この年度をピークとして多少の上下はあるものの、徐々に少なくなっている。

平成19年度には、耐震偽装事件に端を発する建築基準法の改正により建築確認申請が厳格化され、同年6月から施行された構造計算適合性判定制度の影響により建築確認件数が減っている。また、平成20年以降は4,000件前後で推移している。

完了検査率（確認済証が交付されている物件のうち、検査済証が交付されている物件の割合）は、平成10年度までは毎年30%以下と低い状況であったが、平成11年度に「福井県安全安心実施計画」を策定し、未受検物件の建築主や工事監理者等への連絡や、融資の際における検査済証の活用について民間金融機関に要請する等の施策により、完了検査率の向上に努めてきた。また、従来の計画において重点項目と位置づけ検査率向上の施策を実施してきたことにより年々着実に向上し、従来の計画で目標としてきた95%を毎年達成した。

確認・検査件数および完了検査率の推移(福井県全体)



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
確認件数	5,275	4,541	4,330	3,824	4,093	3,933	3,893	4,647	3,674	3,876	4,359	3,812	4,062	4,169
検査件数	3,650	3,419	3,447	3,326	3,471	3,670	3,438	4,229	3,782	3,670	3,748	3,597	3,589	4,136
完了検査率	63.1%	69.2%	75.3%	79.6%	87.0%	84.8%	88.3%	91.0%	93.6%	97.5%	97.5%	98.8%	98.9%	98.6%
中間検査	119	143	171	120	147	140	217	129	133	138	142	138	130	124

※ 建築基準法施行関係統計報告より(確認・検査件数は建築物、建築設備および工作物の合計)

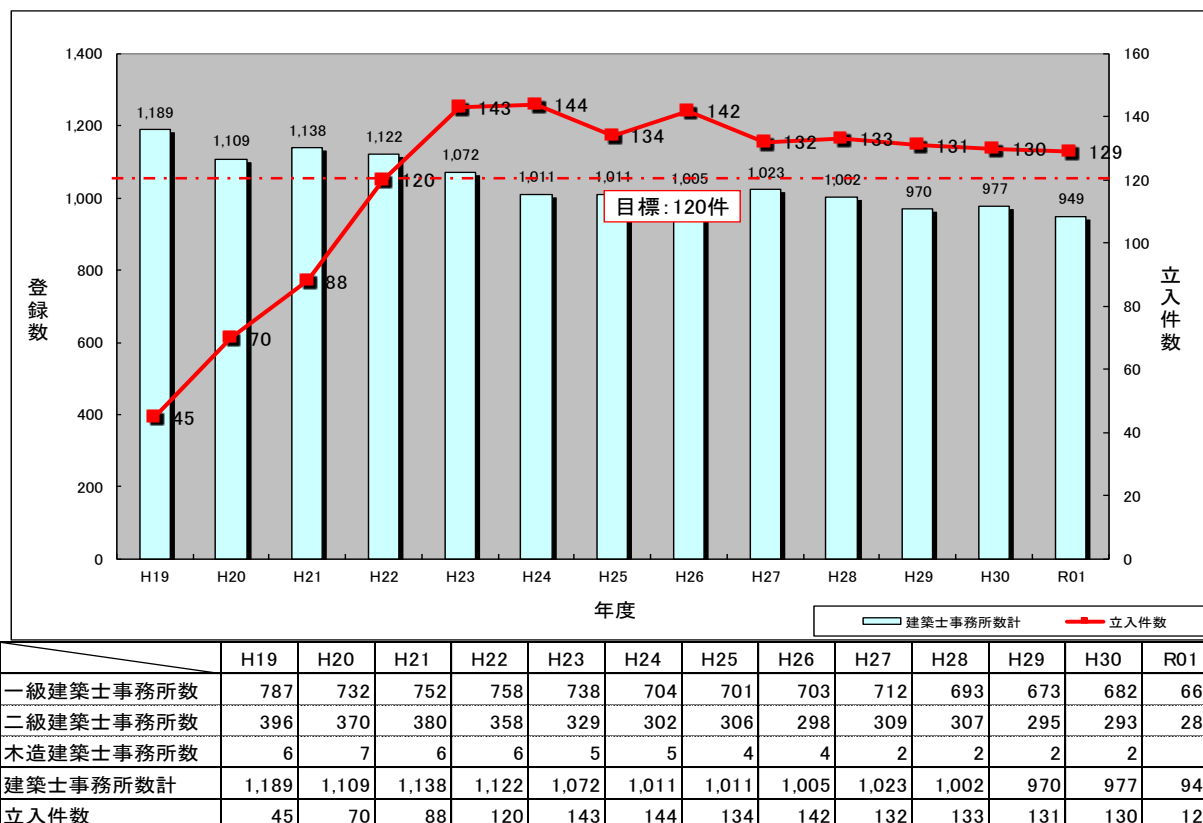
※ 計画通知および計画変更を除く

※ 完了検査率について (H14～H25: 当該年度における検査件数を当該年度における確認件数で除した数値
 H26～ : 当該年度における検査済証交付件数を当該年度に検査すべき物件数で除した値)

2. 建築士事務所の状況

県内建築士事務所の登録数については、平成 29 年度に 1,000 件を下回り、減少傾向にある。一方、建築士事務所立入については、平成 22 年度以降は毎年 120 件以上実施している。

建築士事務所登録数および立入件数



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
一級建築士事務所数	787	732	752	758	738	704	701	703	712	693	673	682	663
二級建築士事務所数	396	370	380	358	329	302	306	298	309	307	295	293	284
木造建築士事務所数	6	7	6	6	5	5	4	4	2	2	2	2	2
建築士事務所数計	1,189	1,109	1,138	1,122	1,072	1,011	1,011	1,005	1,023	1,002	970	977	949
立入件数	45	70	88	120	143	144	134	142	132	133	131	130	129

3. 特殊建築物定期報告の状況

福井県においては、特殊建築物の適切な維持管理を通じた安全性の確保を目的に、昭和53年から定期報告制度を運用している。

定期報告の対象建築物は、用途・規模によって区分されており、報告は毎年または2年毎となっている。

報告件数および報告率は、概ね横ばいとなっているが、平成20年4月の定期報告制度の見直しにより、点検項目の充実等が行われ、この影響によるものと思われる報告率の低下が見られる。

また、用途別で見ると、旅館・ホテルや物販店等各種店舗の報告率が引き続き低くなっている。

昇降機等についても、建築物同様昭和53年から定期報告制度を運用している。

こちらについては、(一社)中部ブロック昇降機等検査協議会との連携により、報告率については90%以上の高い水準で推移している。

定期報告が必要な建築物と用途別定期報告率（令和元年度）

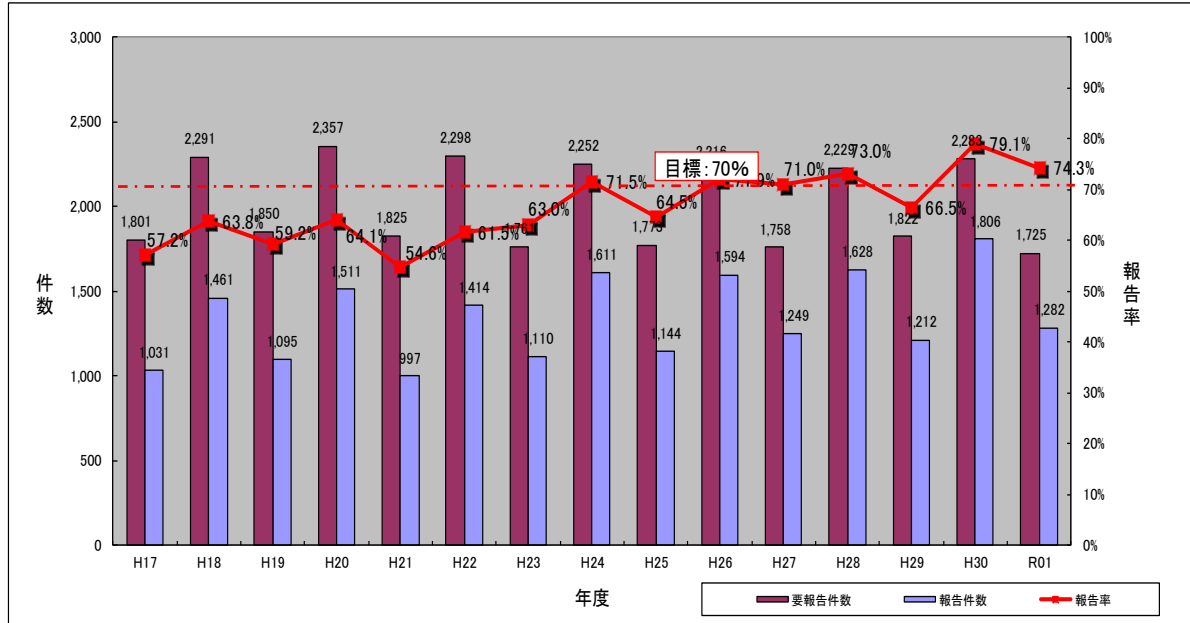
(1) 表の(ろ)欄に掲げる階を(い)欄の用途に供する建築物

(2) 表の(い)欄に掲げる用途の床面積の合計が(は)欄に該当するもの

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	
	用途	(い)欄の用途に供する階	(い)欄の用途に供する部分の床面積の合計	報告の時期	令和元年度報告率
1	劇場、映画館または演芸場	3階以上の階	200㎡以上	毎年4月1日から6月30日まで	75.0% (50.0%)
2	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂または集会場		200㎡以上	毎年10月1日から12月31日まで	90.0% (93.4%)
3	病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)、老人ホームまたは児童福祉施設等		300㎡以上	2年ごとの4月1日から6月30日まで	96.4% (92.4%)
4	旅館またはホテル		300㎡以上	毎年4月1日から6月30日まで	56.1% (42.2%)
5	学校または体育館		2,000㎡以上	2年ごとの10月1日から12月31日まで	91.6% (96.7%)
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店または物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)		500㎡以上	毎年10月1日から12月31日まで	71.9% (62.5%)

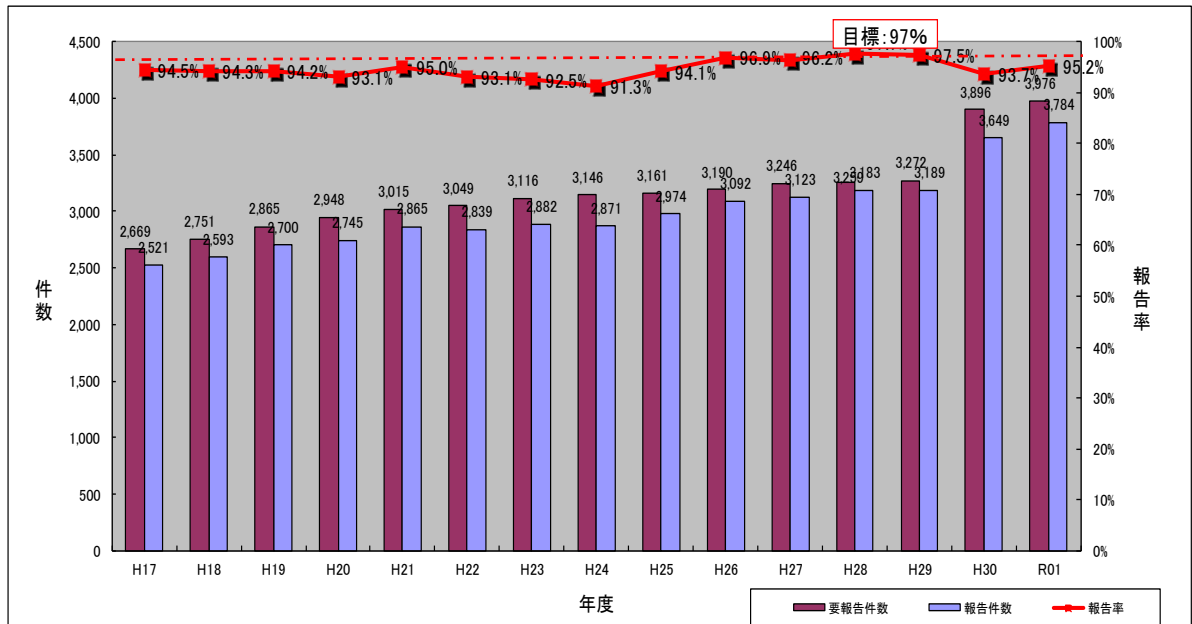
※報告率の()は平成26年度実績

建築物定期報告の推移(福井県全体)



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
要報告件数	1,801	2,291	1,850	2,357	1,825	2,298	1,761	2,252	1,773	2,216	1,758	2,229	1,822	2,283	1,725
報告件数	1,031	1,461	1,095	1,511	997	1,414	1,110	1,611	1,144	1,594	1,249	1,628	1,212	1,806	1,282
報告率	57.2%	63.8%	59.2%	64.1%	54.6%	61.5%	63.0%	71.5%	64.5%	71.9%	71.0%	73.0%	66.5%	79.1%	74.3%

昇降機等定期報告の推移(福井県全体)



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
要報告件数	2,669	2,751	2,865	2,948	3,015	3,049	3,116	3,146	3,161	3,180	3,246	3,259	3,272	3,896	3,976
報告件数	2,521	2,593	2,700	2,745	2,865	2,839	2,882	2,871	2,974	3,092	3,123	3,183	3,189	3,649	3,784
報告率	94.5%	94.3%	94.2%	93.1%	95.0%	93.1%	92.5%	91.3%	94.1%	96.9%	96.2%	97.7%	97.5%	93.7%	95.2%

4. 耐震化率の状況

平成 18 年 12 月に策定、平成 23 年度、平成 27 年度に改定した「福井県建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修を促進している。耐震化の状況は以下のとおりである。

建築物の耐震化率の推移

	住宅 ※1	多数の者が集まる 特定建築物 ※2
平成 17 年度	68.9%	75.8%
平成 22 年度	72.4%	80.4%
平成 27 年度	74.3%	89.2%
平成 30 年度	77.0%	91.0%

※1 「住宅・土地統計調査報告」（総務省統計局）データ等から作成した推計値

※2 県および各市町提供のデータから作成した推計値

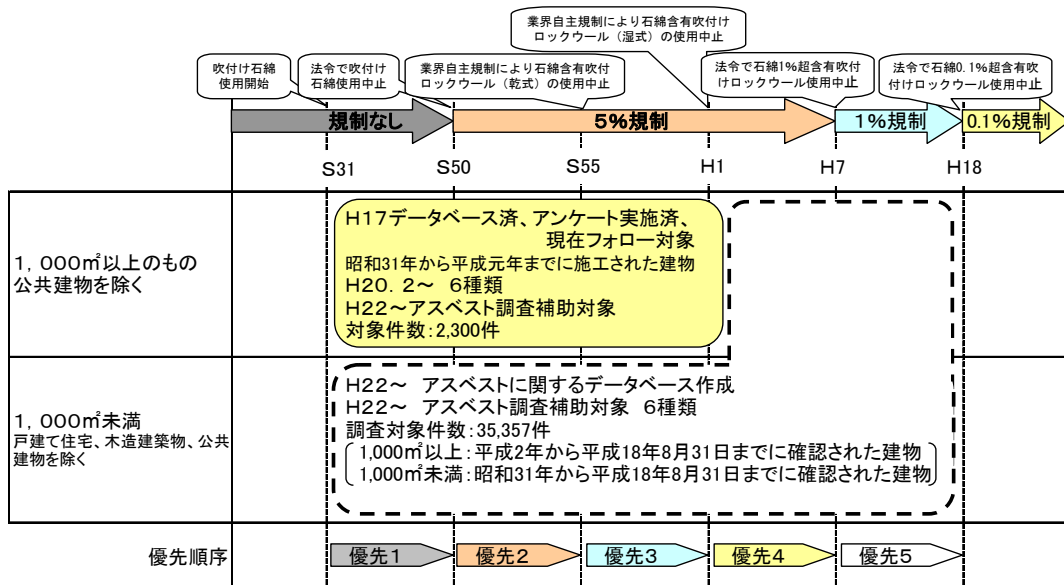
5. アスベスト対策の状況

平成 17 年に、昭和 31 年から平成元年までの 1,000 m²以上の建築物（公共建築物を除く）についてデータベースを作成し、アンケート調査を実施している。

この調査結果に基づき、アスベストの飛散のおそれのある建築物の所有者等に対し、アスベスト改修に関する指導助言を行っている。

また、平成 2 年から平成 18 年 8 月 31 日までの 1,000 m²以上の建築物および昭和 31 年から平成 18 年 8 月 31 日までの 1,000 m²未満の建築物についてもデータベースを作成し、平成 23 年度から平成 27 年度にアンケート調査を実施した。

福井県におけるアスベスト対策について



6. その他の建築行政の状況

その他の建築行政として、建築基準法に基づく許認可に係る審査、指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督、違反建築物等への対策の推進などの業務を行っている。

第3章 建築行政の課題の分析、達成すべき目標および推進すべき施策

前章の執行状況やその他建築行政を取り巻く各種状況等から課題の分析を行い、マネジメント計画において達成すべき目標を設定する。

さらに、設定された目標を実現するために計画期間中に推進すべき施策について、施策の区分、実施区分および実施主体の区分を明確にして整理する。

なお、推進すべき施策の各区分等の凡例は以下のとおりとする。

(1) 施策の区分の凡例

	施策の区分
◎	重点施策
(空欄)	実施する施策

(2) 実施区分の凡例

	実施区分
●	中心となる実施主体
○	支援・連携する実施主体

(3) 実施主体の区分の凡例

	実施主体の区分
県	福井県
福井市	福井市
市町	福井市を除く 16 市町 敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
センター	(一財) 福井県建築住宅センター
関係機関	消防機関
	警察機関 等
関係団体	(一社) 福井県建築士会
	(一社) 福井県建築士事務所協会
	(一社) 福井県建築組合連合会
	(一社) 福井県建築工業会

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の実施

<課題の分析>

審査に長期間を要している物件としては、図面間の不整合等が多い、補正等の作業期間が長い等により審査に長期間を要しているものがあるほか、十分な相談がないまま増築の確認申請を行っているものや特殊な構造物にかかる申請がされたため長期間を要することとなった物件も見受けられる。

また、平成 27 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法において、構造計算適合性判定は、指定構造計算適合性判定機関に直接申請することとなり、今後も福井県、福井市、(一財)福井県建築住宅センターをはじめとして委任指定構造計算適合性判定機関が連携して、円滑かつ適確な審査を実施していく必要がある。

<達成すべき目標>

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

<計画期間中に推進すべき施策>

施策区分	実施する施策	県	福井市	センター	関係機関
	確認審査、構造計算適合性判定審査について関係機関と十分な調整や情報交換のうえ、確認審査等に関する指針に基づき円滑かつ的確な確認審査を実施する。	●	●	●	●
	運用の円滑化や迅速かつ適確な確認審査の推進、審査技術の向上に取り組む。	●	●	●	
	建築基準法改正に伴う建築確認手続きの変更等について周知を図る。	●	●	●	○

(2) 中間検査・完了検査の徹底 **重点項目**

<課題の分析>

検査率については、従来の計画において重点項目と位置づけ検査率向上の施策を実施してきたことにより年々着実に向上してきた。

近年の共同住宅に係る界壁、外壁および天井の法定仕様への不適合事案を踏まえ、中間検査および完了検査において、工事監理者に対し適正に工事監理が実施されていることを確かめるとともに、今後も完了検査率が高い水準で推移するよう検査率向上の施策を継続して取り組む必要がある。

<達成すべき目標>

工事を取りやめたものや、用途変更については、完了検査が発生しないが、確認件数としてはカウントされている。完了検査率は、工事取り止めや用途変更を含んだ確認件数実数に対する完了検査数で求めるため、数的に 100% とすることは困難となっている。したがって、物件毎の完了検査率（年度毎に完了検査を受ける必要があるもののうち検査済証が交付されたものの割合（以下「実完了検査率」という。)) を目標値として設定する。令和元年度の実完了検査率の実績が 98% であったことを踏まえ、令和 6 年度において、概ね 100% を目標とする。

なお、当該目標が達成されることにより、建築物の適法性が確認され建築物の安全性の確保に直結するため、今回も本項目を重点項目と位置付け取り組むこととする。

○完了検査率（実績値は小数点第 1 位を四捨五入）

平成 21 年度実績	87%
平成 26 年度実績 (実完了検査率実績※)	90% (94%)
令和元年度実績	98%
令和 6 年度目標	概ね 100%

※平成 26 年度の実完了検査率実績は建築主事が確認、検査をした件数から算出

<計画期間中に推進すべき施策>

施策区分	実施する施策	県	福井市	センター	関係団体
	県と福井市、建築住宅センター（以下、建築主事等という）は、確認済証交付時に建築主に対してリーフレットを確認申請書副本に添付し、中間・完了検査手続きや工事監理などの必要性を周知する。	●	●	●	○
◎	確認申請に記載された工事完了予定日を過ぎても完了検査申請書が提出されていない建築物の建築主および工事監理者に文書・電話で適宜、督促を行う。	●	●	○	

◎	文書・電話で適宜、督促を行ったにも関わらず未受験となった建築物の申請者および工事監理者に、報告徴収を行うことや建築士事務所の立入検査を実施する。また、関係団体との連携を検討する。	●	●	○	○
◎	中間・完了検査時に工事監理者の立会いを求める。また、建築主事等は工事の施工管理記録等および、監理者の監理状況を審査し、適切に工事が行われているか確認するものとする。	●	●	●	
	各団体の広報誌およびホームページ、管理講習会等により中間検査・完了検査の受検について周知し、各種手続きの遵守の指導を行うなど建築士や建設業者の遵法意識の向上に努める。	○	○		●

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底 **重点項目**

<課題の分析>

建築施工時における適法性の確保の観点から、工事監理者が適正に選定され、当該工事監理者による工事監理が適確に行われることが重要である。

工事監理者未決定物件については、建築確認申請時に工事監理者が記載されている（選定されている）ものに比べ、著しく完了検査率が低いことから、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組みが必要である。

<達成すべき目標>

工事監理業務が適正に行われるよう、建築確認申請時等に指導を行い、工事監理者選定割合の向上を図ることとする。

なお、当該目標が達成されることにより、工事監理が徹底され、建築物の安全性の確保に直結するため、本項目を重点項目と位置付け取り組むこととする。

<計画期間中に推進すべき施策>

施策区分	実施する施策	県	福井市	センター	関係団体
◎	建築主事等は、確認申請時に監理者が未定と記載されている場合には、速やかに決定届を提出するよう指導するとともに、中間検査、完了検査前に決定届等が提出されていることを確認する。	●	●	●	
◎	建築技術者等に対して講習会を開催し、工事監理業務の重要性や、建築主へ工事監理報告書の提出（建築士法第20条3項）や、書面による工事監理受託契約の締結等（士法第22条の3の3等）について周知徹底し、工事監理の適正化を図る。	●	○	○	○

	工事監理が適正でないと感じられる工事監理者に対しては、工事監理状況の報告を求め、改善を促すなど、工事監理業務の適正化を推進する。	●	●	○	
	工事監理の適正化について、関係団体が実施する各講習会および広報誌により周知徹底を図る。	○	○	○	●
	「工事監理業務報酬基準 (H31 国交告第 98 号)」および「工事監理ガイドライン」を参考に適確な工事監理の実施の指導をする。	○	○		●

(4) 仮使用認定制度の的確な運用

<課題の分析>

平成 27 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法において、一定の安全上・防火上・避難上の基準に適合するものであれば、指定確認検査機関でも仮使用の認定ができることとなり、仮使用される建築物の安全確保のため、的確に運用する必要がある。

<達成すべき目標>

仮使用される建築物の安全確保のため、新たな仮使用認定制度が的確に運用されるよう制度の周知等を図ることとする。

<計画期間中に推進すべき施策>

施策区分	実施する施策	県	福井市	センター	関係団体
	仮使用認定制度について周知を図る。	●	●		○

2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

<課題の分析>

福井県が指定している確認検査機関は（一財）福井県建築住宅センターの 1 機関のみであり、現時点で実施している立入検査等においては、確認審査・検査における特段の問題は見つかっていない。

構造計算適合性判定については、（一財）福井県建築住宅センター、（一財）日本建築センターおよび（一財）日本建築総合試験所など 11 の指定構造計算適合性判定機関に業務を委任しているが、現時点で、構造計算適合性判定における特段の問題は見つかっていない。

しかしながら、建築確認検査の主要な役割を担うこれらの機関における適確な確認審査・検査および構造計算適合性判定審査を確保するため、指定確認検査機関等に対する指導・監督を徹底する必要がある。

<達成すべき目標>

指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関への立入検査を実施するとともに、処分基準を作成し、指導・監督を徹底する。

<計画期間中に推進すべき施策>

施策区分	実施する施策	県	福井市
	指定構造計算適合性判定機関の処分基準を作成する。	●	
	県指定の指定確認検査機関への立入検査を実施する。 また、必要に応じて本県を業務区域としている国指定の指定確認検査機関への立入検査を実施する。	●	●
	県指定の指定構造計算適合性判定機関への立入検査を実施する。また、必要に応じて本県を業務区域としている国指定の指定構造計算適合性判定機関への立入検査を実施する。	●	○

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底 **重点項目**

<課題の分析>

建築士事務所登録数は、近年 1,000 件程度で、概ね横ばいである。建築士事務所立入件数は、近年その数を増やし、また、建築士・建築士事務所の処分基準を作成し、指導を強化しているところであるが、適切な設計および工事監理が、建築物の安全性確保に結びつくことから、建築士・建築士事務所に対する指導・監督について、引き続き取組みが必要である。

<達成すべき目標>

建築士事務所への計画的な立入を実施するとともに、建築士事務所の管理建築士講習や建築士の定期講習の受講の徹底を図る等により、指導・監督を徹底する。

設計および工事監理業務の書面による契約締結の義務化や所属建築士の変更の際の届出義務化（平成 27 年 6 月 25 日改正建築士法施行）、および、すべての建築物の基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造計算書等、工事監理報告書などの図書保存の義務化（令和 2 年 3 月 1 日改正建築士法施行）などについて周知を図るとともに、立入時の重点的な点検事項とする。

なお、当該目標が達成されることにより、違反建築物の抑止や完了検査率向上につながり、建築物の安全性の確保に直結するため、本項目を重点項目と位置付け取り組むこととする。

<計画期間中に推進すべき施策>

施策区分	実施する施策	県	福井市	センター	関係団体
	県は、建築士および建築士事務所の処分基準の作成とその周知、ならびにこれに基づく指導・監督や処分を実施する。	●	○		
◎	各土木事務所は重点的に建築士事務所立入を実施し、帳簿の備付け違反、建築主への書類閲覧違反、建築主等との書面による契約締結違反、建築主への工事監理報告違反、所属建築士の届出義務違反、図書の保存違反などがないように指導する。(年 120 件以上立入実施)	●			
◎	文書・電話で適宜督促を行い、建築士事務所の業務報告書の提出義務の徹底を図る。	●			○
◎	文書・電話で適宜督促を行い、建築士事務所の管理建築士講習や建築士の定期講習の受講の徹底を図る。	●			○
	建築主等からの苦情について相談窓口を開設し消費者対応を実施する。	●	○	○	●
	建築士の知識や社会的責任に対する意識の向上を図るため、建築士団体等において、会員の資質・能力の向上や建築士の業務の適正化のための研修を実施する。	○	○		●

3 違反建築物対策等の徹底

(1) 違反建築物対策の徹底 **重点項目**

<課題の分析>

昨今、広域にわたる多数の建築物における施工不備等が発生しており、違反事実を把握し、是正に向けて指導を行っているところである。

今後新たに判明してくる違反も相当数あると考えられるが、国民の生命、健康および一財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物の発生を予防するとともに、違反建築物が発覚した場合の適切な初動対応のための連携体制確保と違反解消のための対策を推進する必要がある。

<達成すべき目標>

発覚した違反建築物に対する是正指導等、違反建築物そのものへの対策強化も行っていくこととするが、違反建築物の発生を防止するための取組みを強化し、その予防について注力し違反建築物の発生をできる限り減らすこととする。

なお、当該目標が達成されることにより、違反建築物が予防・解消され、建築物の安全性の確保に直結するため、本項目を重点項目と位置付け取り組むこととする。

＜計画期間中に推進すべき施策＞

施策区分	実施する施策	県	福井市	センター	関係機関
◎	違反建築物の発生を防止し、違反発覚後の適切な初動対応を執るため、建築主事等と警察、消防、福祉等の関係機関との連携体制を整備する。	●	●	●	○
◎	建築中の違反建築物を把握するために、建築パトロールの強化を図る。	●	●		
	違反建築物等に関与した建築士・建築士事務所に対しては、建築士法等に基づく指導・監督の強化を図る。	●			
	建築物の違反等については、消防等の関係機関と情報の共有化を図り、連携した是正指導を行う。	●	●		○
	悪質な違反建築に関与した建築主や建設業者等については、警察との連携により、告発を行うなど是正指導の強化を図る。	●	●		○

(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

＜課題の分析＞

建築確認等の必要な手続きが行なわれていない違法設置エレベーターについては、労働基準監督署等との連携により、その把握に努めているところであるが、情報を把握した場合について、適切な是正指導を実施していくことが必要である。

＜達成すべき目標＞

情報受付窓口を充実させるとともに、違法設置エレベーターの情報を把握した場合には、所要の措置の実施を徹底し、その是正を図っていくこととする。

＜計画期間中に推進すべき施策＞

施策区分	実施する施策	県	福井市	関係機関
	違法設置昇降機に関する情報の受付窓口を引き続き設置する。	●	●	
	関係機関との連携により違法設置・危険昇降機等の発見に努め、必要に応じて是正指導を徹底する。	●	●	○

4. 建築物等の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保 **重点項目**

<課題の分析>

平成 28 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法において、定期報告の対象となる建築物や建築設備等が政令により一律に指定され、それ以外は特定行政庁が指定することとなった。さらに、フロアタイプの小荷物専用昇降機や防火設備が新たに報告の対象となった。

従前の計画における建築物の定期報告率は、平成 29 年度を除き、目標値である 70% を上回り、定期報告率向上の傾向がみられるが、報告があった建築物の改善に結びついていないものが見受けられる。そこで、適正に維持管理する必要性が特に高い施設に重点化し改善指導を行うため、報告対象となる建築物や報告時期の見直しを行うとともに、令和 3 年 4 月 1 日から施行される新たな定期報告制度について広く周知していく必要がある。

<達成すべき目標>

報告対象である建築物等の所有者（管理者）に対しては報告依頼や催促、データベースの整備や制度の周知等、定期報告率を向上させる各種取組みを実施する。

建築物の定期報告率については、定期報告制度の改正後、初めての報告となる令和 5 年度に 80%以上を、また、昇降機等の定期報告率については引き続き毎年度 97%以上を目標とする。

なお、当該目標が達成されることにより、建築物の維持管理が適正に行われ、建築物の安全性の確保に直結するため、本項目を重点項目と位置付け取り組むこととする。

○建築物の定期報告率（実績値は小数点第 1 位を四捨五入）

平成 21 年度実績	55%
平成 26 年度実績	72%
令和元年度実績	74%
令和 5 年度 目標	80%以上

○昇降機等の定期報告率（実績値は小数点第 1 位を四捨五入）

平成 21 年度実績	95%
平成 26 年度実績	97%
令和元年度実績	93%
令和 2～6 年度目標	97%以上

<計画期間中に推進すべき施策>

施策区分	実施する施策	県	福井市	センター	関係団体
	特殊建築物の用途に応じて関係部局との連携を図り関連する団体等に対して、定期報告制度や適正な維持管理について周知し、必要に応じて協力を依頼する。	●	●		

◎	新たな定期報告制度について、案内文やホームページの掲載により定期報告対象建築物の所有者（管理者）に周知する。	●	●		○
◎	定期報告対象建築物の確認済証や検査済証に、定期報告の案内文などを添付し定期報告制度の周知を図る。	●	●		
◎	定期報告対象建築物の把握に努め、データベースを整備する。	●	●		
◎	所有者などに報告依頼や督促、改善計画書に基づいた改善指導を行う。	●	●		
	未報告建築物を防災査察の対象とし、防災上重要な建築物から優先的に、立入調査を実施する。	●	●		
	定期報告概要書の閲覧制度について、リーフレットやホームページの掲載により周知する。	●	●		
	受注時等の建築物所有者等との接触機会において、リーフレットの配布等による制度の周知を図る。	○	○		●

（２）建築物に係るアスベスト対策の推進

<課題の分析>

これまで、福井県では、1,000 m²以上の建築物について調査を行い、アスベスト改修を推進してきたが、1,000 m²未満の物件についてもアスベストが存在する可能性があるため、平成2年から平成18年8月31日までの1,000 m²以上の建築物および昭和31年から平成18年8月31日までの1,000 m²未満の建築物についてもデータベースを作成し、平成23年度から平成27年度においてアンケート調査を実施した。

アンケートの回答結果をもとに作成したアスベスト使用台帳を活用し、飛散の恐れのあるものについてはアスベスト改修の推進に取り組む必要がある。

<達成すべき目標>

各種情報提供等による普及啓発に努めるとともに、1,000 m²未満の物件も含めて、アスベスト使用台帳を活用しフォローアップを進めていく。

<計画期間中に推進すべき施策>

施策区分	実施する施策	県	福井市	市町	関係団体
	延床面積が1,000 m ² 未満の建築物所有者に対して、アスベスト対策の周知を図るとともに回答結果を基にアスベスト使用建築物の台帳を整備する。	●	●	○	
	アスベスト使用建築物のアスベストが除去されるまでのフォローアップを実施する。	●	●	●	
	改修工事の必要性や改修に要する費用等の情報提供を行い普及啓発に努める。	●	●	○	○

(3) 既存不適格建築物の適切な維持保全と有効活用

<課題の分析>

既存不適格建築物については、所有者等が、その危険性に対する認識が十分でなく、改修等が進められていない状況である。法制度や適正な維持管理について啓発を図ることが必要となっている。

<達成すべき目標>

特殊建築物等の所有者等に対する普及啓発活動を進めるとともに、外壁や広告板等の落下物対策およびブロック塀等の安全対策を推進する。

落下物対策については、現在建築物防災週間においてそのフォローアップを行っているが、いくつかは是正されずに残っている。これらについてできるだけ早期に是正を完了させることを目標とする。

<計画期間中に推進すべき施策>

施策区分	実施する施策	県	福井市	市町	関係団体
	特殊建築物等の所有者等に対しパンフレットを配布して、建築物の適正な維持管理の重要性について普及啓発を図る。	●	●	○	○
	建築物の外壁、広告板、建築設備等の落下物対策およびブロック塀等の安全対策を推進する。	●	●	●	○

5. 事故・災害時の対応

(1) 事故発生時の迅速かつ適確な対応の推進

<課題の分析>

近年、診療所、認知症高齢者グループホーム、ホテル、簡易宿所、未届有料老人ホーム、個室ビデオ店等における火災に加え、エレベーターや遊戯施設に係る事故等建築物等に係る事故が発生しているが、本県でもコースター事故や豪雪による家屋倒壊等の事故が発生しており、事故発生時における警察等との連携等迅速かつ適確な事故対応が求められている。

<達成すべき目標>

事故発生時、消防・警察その他関係機関・団体と協力し、迅速な対応に努めるため、連携体制の整備等を図るとともに、事故に関する迅速な調査の実施に努めることとする。

また、積雪による建築物の被害のおそれがある場合には、行政と関係団体が連携して、適切な対策を実施する。

<計画期間中に推進すべき施策>

施策区分	実施する施策	県	福井市	市町	関係団体
	事故発生時、迅速に対応するため、消防・警察その他関係機関・関係団体との連携体制の整備を図る。	●	●	○	○
	事故に関して迅速な調査を行い、その結果を国土交通省に情報提供する。	●	●		
	調査権限が強化されたことを踏まえ、事故発生時に適切な相手先を選択し、迅速に立入検査等を実施する。	●	●		
	積雪による建築物の被害のおそれがある場合に、住民に対する注意喚起や情報提供等の適切な対策を実施する。	●	●	●	●

(2) 災害発生時の迅速な対応の推進

<課題の分析>

震災における二次災害の防止等を目的として、福井県でも応急危険度判定士を認定し、派遣体制を整備しているところである。

当該体制を維持し、技術力の向上を図り、迅速な災害対応を可能とする体制整備に努める必要がある。

<達成すべき目標>

応急危険度判定士の確保と現地訓練等の実施等により、技術力の向上を図るとともに、広域的な連携等についても検討を行い、迅速な災害対応を可能とする体制整備を図ることとする。

<計画期間中に推進すべき施策>

施策区分	実施する施策	県	福井市	市町	関係団体
	応急危険度判定士の確保と現地訓練等の実施等により、技術力の向上を図る。	●	○	○	○
	広域的な応急危険度判定士の派遣体制について、関係機関との連携など体制整備の充実を図る。	●	○	○	○
	効率的な応急危険度判定が行えるよう、震前対策の充実を図る。	●	●	●	

6. 執行業務体制の整備

(1) データベースの整備・活用

<課題の分析>

適確な建築行政の推進のためには、確認検査を始めとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり、そのためには、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。

これらのデータベースの整備・活用により、適宜、実態把握とその分析を行い、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行うことが求められる。

<達成すべき目標>

建築行政共用データベースシステムにより、建築行政に係る各種情報をデータベース化し、既存建築物対策等に活用していく。

また、建築行政に係る道路情報のデータベース化についても順次整備し、より適確な確認審査が実施できるよう努めるとともに、公開可能な情報はホームページ等での情報提供に取り組む。

<計画期間中に推進すべき施策>

施策区分	実施する施策	県	福井市	センター	関係団体
	建築行政共用データベースシステムにより、建築確認・検査および定期報告のデータベース化を図り、既存建築物対策に活用する。	●	●	○	
	建築行政共用データベースシステムでの指定確認検査機関とのネットワーク構築を推進する。	●	●	●	
	道路情報のデータベースを整備・更新するとともに、ホームページ等で情報提供を行う。	●	●		

第4章 建築行政マネジメント計画のフォローアップ

マネジメント計画は、その達成を確実なものとするために、各施策の実施主体となる行政、関係機関および建築関係団体等に周知した上で、県ホームページで公表するとともに、以下に掲げる取組みにより適確に推進していく。

1. 進捗状況の把握

建築規制の実効性を確保し、建築物を安全で安心なものとするためには、マネジメント計画に基づく各施策を適確に実施していくことが重要である。

各施策の実施に当っては、特定行政庁間で調整を図り、実施主体が相互に連携して推進していく必要がある。

このため、計画進捗状況について、毎年とりまとめを行い、検証を行うこととする。

2. 計画の見直し

目標達成状況を踏まえて、適宜、具体の取り組むべき施策の見直しを行うとともに、計画期間中であっても、必要に応じてマネジメント計画の見直しを行うなど、継続的な改善を図るものとする。

福井県建築行政マネジメント計画策定会議開催要領

(目的)

第1条 福井県において、円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取組みを推進する建築行政マネジメント計画（以下「マネジメント計画」という。）を策定するため、県内特定行政庁と関係団体等が会員となる福井県建築行政マネジメント計画策定会議（以下「会議」という。）を開催する。

(協議事項)

第2条 会議では、以下の事項について協議する。

- (1) 建築規制の実効性の確保に関すること。
- (2) 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底に関すること。
- (3) 違反建築物等への対策の徹底に関すること。
- (4) 建築物および建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保に関すること。
- (5) 事故・災害時の対応に関すること。
- (6) 消費者への対応に関すること。
- (7) 執行業務体制の整備に関すること。

(会議)

第3条 会議は、会長および会員をもって構成する。

- 2 会長は、福井県土木部建築住宅課長をもって充てる。
- 3 会員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 会議は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。
- 5 会長は、特に必要があると認めるときは、会員以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 6 会員は、やむを得ず会議に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(幹事会)

第4条 会議での協議事項について、あらかじめ調査し研究する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長および委員で構成する。
- 3 幹事長は、福井県土木部建築住宅課主任をもって充てる。
- 4 委員は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会は、その調査・研究目的に応じて適当な委員を幹事長が招集し、これを主宰する。
- 6 委員は、やむを得ず幹事会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、福井県土木部建築住宅課に置く。

- 2 会議および幹事会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年11月16日から適用する。

附則

この要領は、令和2年11月30日から適用する。

<別表1> 福井県建築行政マネジメント計画策定会議 会員名簿

(一社) 福井県建築士会会長
(一社) 福井県建築士事務所協会会長
(一財) 福井県建築住宅センター理事長
(一社) 福井県建築組合連合会会長
(一社) 福井県建築工業会会長
福井県警察本部生活安全部生活環境課長
福井県安全環境部危機対策・防災課長
福井市建設部建築事務所建築指導課長
福井県土木部建築住宅課長

<別表2> 福井県建築行政マネジメント計画策定会議 幹事会 委員名簿

福井市建設部建築事務所建築指導課副課長
敦賀市建設部住宅政策課長
小浜市産業部営繕課長
大野市産経建設部建築営繕課長
勝山市建築営繕課長
鯖江市都市整備部建築営繕課長
あわら市土木部建設課長
越前市建設部建築住宅課長
坂井市建設部都市計画課長
永平寺町建設課長
池田町町土整備課長
南越前町建設整備課長
越前町定住促進課長
美浜町土木建築課長
高浜町建設整備課長
おおい町建設課長
若狭町建設水道課長
福井県福井土木事務所建築営繕課長
福井県三国土木事務所建築課長
福井県奥越土木事務所建築課長
福井県丹南土木事務所建築課長
福井県丹南土木事務所鯖江丹生土木部建築課長
福井県嶺南振興局敦賀土木事務所建築課長
福井県嶺南振興局小浜土木事務所建築課長
(一財) 福井県建築住宅センター専務理事
福井県土木部建築住宅課主任

福井県土木部建築住宅課

〒918-8580 福井市大手 3 丁目 17-1

TEL 0776-20-0506

FAX 0776-20-0693

E-mail kenjyu@pref.fukui.lg.jp

URL <https://www.pref.fukui.jp/doc/kenchikujuutakuka/index.html>

福井市建設部建築事務所建築指導課

〒910-8511 福井市大手 3 丁目 10-1

TEL 0776-20-5574

FAX 0776-20-5751

E-mail sidou@city.fukui.lg.jp

URL <http://www.city.fukui.lg.jp/d380/sidou/>

(平成 23 年 3 月 25 日策定、平成 27 年 7 月 31 日改定
令和 2 年 11 月 30 日改定)